



平成 20 年 5 月 12 日

各 位

会 社 名 日 本 工 営 株 式 会 社
代表者の役職名 取締役社長 高 橋 修
(コード番号 1954 東証第 1 部)
問 合 せ 先 法 務 ・ 広 報 部 清 水 敏 彰
T E L 03-3238-8027

当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）の改訂について

当社は、本日開催された当社取締役会において、平成 18 年 5 月に導入し、平成 19 年 6 月に継続を決定した「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）」（以下「本件対応方針」といいます。）を、下記のとおり改訂することを決定しましたのでお知らせします。上記取締役会においては、当社監査役 4 名および取締役 13 名は全員、本件対応方針の改訂に賛成する旨の意見を述べております。

当社は、平成 18 年 5 月に本件対応方針を導入した後も、社会・経済情勢の変化、買収防衛策に関する司法判断等も見据え、本件対応方針の見直しの要否を継続的に検討して参りましたが、このたび、本件対応方針を、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上するための方策としてより適切かつ合理的なものとするため、本件対応方針を、主として以下のとおり改訂することとしました。

- ①本件対応方針を当社株主総会において議案として諮り、当社株主総会の決議による承認を条件として、本件対応方針の有効期間を、当該定時株主総会の終結後 3 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する当社定時株主総会の終結の時まで延長するものとししました。
- ②取締役会評価期間を、30 日を上限として延長できるものとししました。
- ③対抗措置の発動に至るまでの手続において、当社が情報を開示する場合を明示的に定めました。

なお、平成 20 年 3 月末日現在における当社の大株主の状況は、別紙 1 のとおりです。また、当社は、本日現在、当社株式の大規模な買付行為に関する提案等を一切受けていないことを申し添えます。

記

1. 大規模買付ルールの設定とその考え方

当社取締役会は、公開会社として当社株式の自由な売買を認める以上、特定の者による当社株式の大規模な買付行為に応じて当社株式の売却を行うか否かは、最終的には当社株

式を保有する当社株主の皆様への判断に委ねられるべきものであると考えます。

しかしながら、当社は、建設コンサルタント業務をはじめ公共・公益事業に関する業務内容を主に事業展開しており極めて公共性の高い社会的使命の大きい企業であると自負しており、専門性が高く幅広いノウハウと豊富な経験や実績に裏打ちされたブランド力を有しています。そして、その経営にあたっては、これらの理解と国内外の顧客・従業員および取引先等の利害関係者との間に培われた深い信頼関係が不可欠となり、これらなくしては企業価値の向上と株主の皆様への利益に報いることはできないと考えます。当社は、当社株式の適正な価値を株主の皆様や投資家の皆様にご理解いただくようIR活動に努めておりますものの、突然大規模な買付行為がなされたときに、かかる大規模な買付行為を行う者の提示する当社株式の取得対価が妥当か否かを株主の皆様が短期間の内に適切に判断するためには、大規模買付者及び当社取締役会の双方から適切かつ十分な情報が提供されることが不可欠です。さらに、当社株式をそのまま継続的に保有することを考える株主の皆様にとっても、当該買付行為が当社に与える影響や、当社の従業員、関係会社、顧客及び取引先等の利害関係者との関係についての方針を含む、当該買付行為を行う者が考える当社の経営に参画したときの経営方針や事業計画の内容等は、その継続保有を検討するうえで重要な判断材料であります。同様に、当社取締役会がかかる大規模な買付行為についてどのような意見を有しているのかも、当社株主の皆様にとっては重要な判断材料となると考えます。

以上の事情を考慮した場合、当社取締役会は、当社株式の大規模な買付行為に際しては、これを行おうとする者から事前に、株主の皆様への判断のために必要かつ十分な買付行為に関する情報が提供されるべきである、という結論に至りました。当社取締役会は、かかる情報が提供された後、当該買付行為に対する当社取締役会としての意見の検討を速やかに開始し、独立の外部専門家等の助言及び特別委員会（以下に定義します。）の助言、意見又は勧告を受けながら慎重に検討したうえで意見を形成し公表いたします。さらに、必要と認めれば、当該買付行為を行おうとする者の提案の改善についての交渉や当社取締役会としての株主の皆様に対する代替案の提示も行います。かかるプロセスを経ることにより、当社株主の皆様は、当社取締役会の意見を参考にしつつ、大規模な買付行為を行おうとする者の提案と（代替案が提示された場合には）その代替案を検討することが可能となり、最終的な応否を適切に決定する機会を与えられることとなります。

そこで、当社取締役会は、当社株式の大規模な買付行為が、上記の見解を具体化した一定の合理的なルールに従って行われることが、当社及び当社株主の皆様への利益に合致すると考え、以下の内容の事前の情報提供に関する一定のルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）を設定することといたしました。

なお、大規模買付ルールの導入に伴い、当社は、大規模買付ルールに則った一連の手続きの進行に関する客観性及び合理性を担保するため、ならびに当社株主の皆様への共同の利益を守るために適切と考える方策をとる場合においてその判断の客観性及び合理性を担保するために、また、取締役会によって恣意的な判断がなされること及び大規模買付ルールの恣意的な運用がなされることを防止するためのチェック機関として、特別委員会を設置します。特別委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社

の業務執行を行う経営陣から独立している当社社外取締役および当社社外監査役から選任します。

2. 大規模買付ルールの内容

当社取締役会が設定する大規模買付ルールとは、1) 一定の大規模な買付行為を行おうとする者は、2) 事前に当社取締役会に対して意向表明書（以下（2）に定義します。）の提出を含む必要かつ十分な情報を提供し、3) 当社取締役会による一定の評価期間が経過した後に買付行為を開始する、というものです。詳細は以下の通りです。

（1）適用対象

大規模買付ルールは、特定株主グループ（注1）の議決権割合（注2）を20%以上とすることを目的とする当社株券等（注3）の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（いずれについても、あらかじめ当社取締役会が同意したものを除き、また市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いません。以下、かかる買付行為を「大規模買付行為」といいます。）を行う者（以下「大規模買付者」といいます。）に適用されます。

（2）意向表明書の提出

大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず当社代表取締役宛に、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先及び提案する大規模買付行為の概要を明示した、大規模買付ルールに従う旨の意向表明書（以下「意向表明書」といいます。）をご提出いただくこととします。

大規模買付者から意向表明書の提出があった場合は、適時開示に関する法令及び証券取引所規則に従い適時にその旨の開示を行います。

（3）情報の提供

当社は、意向表明書受領後10営業日以内に、大規模買付者から当初提供いただくべき情報のリストを当該大規模買付者に交付します。具体的には、大規模買付者には、当社取締役会に対して、当社株主の皆様の判断及び当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な情報（以下「本必要情報」といいます。）を提供していただきます。本必要情報の具体的内容は、大規模買付者の属性及び大規模買付行為の内容によって異なりますが、一般的な項目の一部は以下のとおりです。

- i. 大規模買付者及びそのグループの概要（特に、大規模買付者の事業内容及び当社の事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）
- ii. 大規模買付行為の目的、方法及び内容（特に、当社株式の一部のみの買付けの場合には、買付予定株式数の上限設定についての考え方やその後の資本構成の変更についての予定を含みます。）
- iii. 当社株式の取得対価の算定根拠及び取得資金の裏付け

- iv. 当社の経営に参画した後に想定している経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策等（以下、「買付後経営方針等」といいます。）
- v. 大規模買付完了後に意図する当社及び当社グループの取引先、地域社会、従業員その他の当社及び当社グループに係る利害関係者に関する方針

当社取締役会は、当初提供していただいた情報を精査し、特別委員会及び独立の外部専門家等の意見及び助言等をも参考にした上で、提出頂きました情報のみでは、大規模買付者の提案の当社の企業価値及び株主全体の利益に対する影響を適切に判断するのに不十分と認められる場合には、当社取締役会は、大規模買付者に対して本必要情報が揃うまで追加的に情報提供を求めます。

当社取締役会が本必要情報の提供が完了したと判断した場合は、大規模買付者にその旨を通知するとともに、適時開示に関する法令及び証券取引所規則に従い適時にその旨の開示を行います。また、当社取締役会に提供された本必要情報は、当社株主の皆様の判断のために必要であると認められる場合には、適切と判断する時点で、その全部又は一部を開示します。

（４）検討期間の確保

本必要情報の当社取締役会に対する提供が完了した場合、当社取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付者に対して本必要情報の提供が完了した旨を通知した日を起算日として、60日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付の場合）又は90日間（その他の大規模買付行為の場合）を取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として与えられるべきものと考えます。従って、大規模買付行為は、取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるものとします。

ただし、特別委員会が対抗措置の発動の是非を判断するために合理的に必要な場合は、特別委員会は、当社取締役会に対し、取締役会評価期間の延長を勧告することができ、その場合は、当社取締役会は、取締役会評価期間を、30日間を上限として延長することができるものとします。当社取締役会が取締役会評価期間の延長を決議した場合は、大規模買付者に対して延長の期間及び理由を通知するとともに、適時開示に関する法令及び証券取引所規則に従い適時に延長の期間及び理由の開示を行います。

取締役会評価期間中、当社取締役会は独立の外部専門家等の助言を受けながら、特別委員会の助言、意見又は勧告を最大限に尊重しながら、提供された本必要情報を十分に評価・検討し、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、公表します。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として当社株主の皆様に対し代替案を提示することもあります。

3. 大規模買付行為が為された場合の対応方針

（１）大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会は、仮に当該大規

模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案についての反対意見を表明したり、代替案を提示することにより、当社株主の皆様を説得するに留め、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、当社株主の皆様において、当該買付提案及び当社が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等をご考慮の上、ご判断いただくこととなります。

但し、本件対応方針の採用とは別に、当該大規模買付行為が企業価値毀損買付行為（注4）と認められる場合には、取締役の善管注意義務に基づき、当社取締役会は当社株主の皆様の利益を守るために、新株予約権無償割当て等、会社法その他の法律及び当社定款が認める対抗措置（以下「本件対抗措置」といいます。）をとり、大規模買付行為に対抗する場合があります。具体的にいかなる手段を講じるかについては、その時点で最も適切と当社取締役会が判断したものを選択することとします。具体的対抗措置として新株予約権無償割当てを行う場合の概要は別紙2に記載のとおりですが、実際に新株予約権無償割当てを行う場合には、議決権割合が一定割合以上の特定株主グループに属さないことを新株予約権の行使条件とするなど、対抗措置としての効果を勘案した行使期間及び行使条件を設けることがあります。

（2）大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者により、大規模買付ルールが遵守されなかった場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社及び当社株主全体の利益を守ることを目的として、本件対抗措置をとり、大規模買付行為に対抗する場合があります。具体的にいかなる手段を講じるかについては、その時点で最も適切と当社取締役会が判断したものを選択することとします。具体的対抗措置として新株予約権無償割当てを行う場合の概要は別紙に記載のとおりですが、実際に新株予約権無償割当てを行う場合には、議決権割合が一定割合以上の特定株主グループに属さないことを新株予約権の行使条件とするなど、対抗措置としての効果を勘案した行使期間及び行使条件を設けることがあります。

4. 本件対抗措置の発動及び停止の判断主体

（1）本件対抗措置発動の判断主体

当社取締役会は、上記3.（1）又は上記3.（2）に基づき本件対抗措置の発動の是非を判断する場合には、その判断の公正さを担保するために、以下の手続を経ることを前提とします。

まず、当社取締役会は、本件対抗措置の発動の前提として、特別委員会に対し本件対抗措置の発動の是非について諮問しなければならず、特別委員会は、この諮問に基づき、当社取締役会に対し本件対抗措置の発動の是非について勧告を行うものとします。なお、特別委員会は、当該本件対抗措置の発動の是非を判断する過程において、当社の費用で、独立した外部専門家等（フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家）の助言を得ることができます。

特別委員会が当社取締役会に対し本件対抗措置の発動の是非について勧告を行った場合は、適時開示に関する法令及び証券取引所規則に従い、勧告の概要その他当社取締役会が

適切と認める事項を、適時に開示します。

そして、特別委員会から勧告を受けた当社取締役会は、本必要情報に基づいて、外部専門家等の助言を得ながら、当該大規模買付者及び当該大規模買付行為の具体的内容並びに当該大規模買付行為が当社の企業価値及び株主全体の利益に与える影響等を慎重に検討しつつ、特別委員会の勧告を最大限に尊重して、本件対抗措置を講じるか否かを判断します。

なお、当社取締役会において、本件対抗措置を発動することを決定した場合には、適時開示に関する法令及び証券取引所規則に従い適時に当該内容の開示を行います。

(2) 本件対抗措置停止の判断主体

当社取締役会が本件対抗措置の発動を決定した後であっても、決議の前提となった事実関係に変動が生じたこと、特別委員会が本件対抗措置を発動すべき旨の勧告を撤回したことなどにより、本件対抗措置を発動することが相当でなくなった場合は、当社取締役会は、本件対抗措置の停止を決定し、又は、特別委員会の勧告を最大限に尊重して本件対抗措置の内容の変更を決定することがあります。

当社取締役会が本件対抗措置の停止又は内容の変更を決定した場合も、適時開示に関する法令及び証券取引所規則に従い適時にその旨の開示を行います。

5. 本件対応方針の有効期間並びに廃止及び変更

本件対応方針の有効期間は、平成 20 年 5 月 12 日から平成 20 年 6 月 27 日に開催される当社第 63 回定時株主総会の終結時までとし、当該定時株主総会の決議によって本対応方針が承認された場合は、有効期間を当該定時株主総会の終結後 3 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する当社定時株主総会の終結の時まで延長するものとします。

本件対応方針の有効期間満了前であっても、本件対応方針は、当社株主総会又は当社取締役会の決議によって、いつでも廃止することができるものとします。

当社取締役会は、今後の法令改正、司法判断の動向、証券取引所その他公的機関の対応等を踏まえ、企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から、必要に応じて、本件対応方針を随時見直し、適時適切な措置を講じます。

本件対応方針の変更は、原則として、当社株主総会の決議によって承認されることをもって効力を生じるものとします。但し、当社の株券等の保有者又は当社の株券等を取得しようとする者に不利益を生じない範囲においては、当社取締役会の決議によって、本件対応方針を変更することができるものとします。また、法令の新設又は改廃に伴って本件対応方針に引用する法令の条項又は法令上の用語に変更があった場合は、本件対応方針に引用する当該条項又は用語は、当社株主総会又は当社取締役会の決議がなくても、本件対応方針における引用の趣旨に反しない限度において、変更後の条項又は用語に適宜読み替えられるものとします。

6. 買収防衛策の合理性を高めるための工夫

(1) 企業価値・株主共同の利益の確保・向上の目的

本件対応方針は、株主をして大規模買付行為に応じるか否かについての適切な判断を可

能ならしめ、かつ当社の企業価値及び株主共同の利益に対する明白な侵害を防止するため、大規模買付者が従うべき大規模買付ルール、並びに当社が発動しうる対抗措置の要件及び内容を予め設定するものであり、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保及び向上を目的とするものです。

また、大規模買付ルールの内容並びに本件対抗措置の内容及び要件は、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保及び向上という目的に照らして合理的であり、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保及び向上に資するような大規模買付行為までも不当に制限するものではないと考えます。

(2) 事前開示

本件対応方針における大規模買付ルールの内容並びに大規模買付対抗措置の内容及び要件は、いずれも具体的かつ明確であり、株主、投資家及び大規模買付者にとって十分な予見可能性を与えるものと考えます。

(3) 株主意思の重視

本件対応方針の有効期間は、平成 20 年 6 月 27 日に開催される当社第 63 回定時株主総会の終結時までとし、当該定時株主総会の決議によって本対応方針が承認された場合に、有効期間が延長されることとなっています。また、有効期間満了前であっても、当社株主総会又は当社取締役会の決議によって廃止することができ、本件対応方針の変更は、原則として当社株主総会の決議によって承認されることをもって効力を生じます。

したがって、本件対応方針の導入、継続、廃止又は変更の是非の判断には、株主総会決議を通じて株主の意思が反映されるものと考えます。

(4) 取締役会の判断の客観性・合理性の確保

本件対応方針においては、本件対抗措置の発動の要件として、客観的かつ明確な要件を定めており、発動の要件に該当するか否かの判断に当社取締役会の恣意的判断の介入する余地を可及的に排除しております。

また、当社は、本件対応方針の導入にあたり、当社経営陣から独立した特別委員会を設置し、本件対抗措置の発動の前提として特別委員会に対し本件対抗措置の発動の是非について諮問したうえ、当社取締役会は、特別委員会の勧告を最大限に尊重して、本件対抗措置を講じるか否かを判断します。

したがって、本件対応方針においては、当社取締役会が本件対抗措置を発動するにあたり、その判断の客観性・合理性を担保するための十分な仕組みが確保されているものと考えます。

(5) 第三者専門家の意見の取得

大規模買付者が出現すると、特別委員会は、当社の費用で、独立した外部専門家等（フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家）の助言を受けることができるものとされています。これにより、特別委員会による判断の公

正さ・客観性がより強く担保される仕組みとなっています。

(6) デッドハンド型買収防衛策ではないこと

本件対応方針は、当社株主総会の決議によって廃止することができるほか、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会の決議によっても廃止することができるされており、当社の株券等を大量に買い付けた者が指名し、株主総会で選任された取締役により構成される取締役会によって、本件対応方針を廃止することができます。従って、本件対応方針は、デッドハンド型買収防衛策（株主総会で取締役会の過半数の交替が決議された場合においても、なお廃止または不発動とすることができない買収防衛策）ではありません。

7. 株主・投資家に与える影響等

(1) 大規模買付ルールが株主・投資家に与える影響等

大規模買付ルールは、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提供し、さらには、当社株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を保証することを目的としています。これにより、当社株主の皆様は、十分な情報のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、そのことが当社株主全体の利益の保護につながるものと考えます。従って、大規模買付ルールの設定は、当社株主及び投資家の皆様が適切な投資判断を行ううえでの前提となるものであり、当社株主及び投資家の皆様の利益に資するものであると考えております。

(2) 対抗措置発動時に株主・投資家に与える影響等

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合又は大規模買付ルールを遵守するものの当該大規模買付行為が企業価値を毀損するものと認められる場合には、当社取締役会は、当社及び当社株主全体の利益を守ることを目的として、会社法その他の法律及び当社定款により認められている対抗措置をとることがありますが、当該対抗措置の仕組上、当社株主の皆様（大規模買付ルールに違反した大規模買付者を除きます。）が法的権利又は経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。当社取締役会が具体的対抗措置をとることを決定した場合には、法令及び証券取引所規則に従って適時適切な開示を行います。

なお、対抗措置として考えられるもののうち、新株予約権無償割当ての方法により株主の皆様の本新株予約権が割り当てられる場合には、新株予約権の申込みの手続きは不要となり、割当期日における最終の株主名簿又は実質株主名簿に記載又は記録された株主の皆様は、当該新株予約権無償割当ての効力発生日において、当然に新株予約権者となります。この場合には、名義書換未了の当社株主の皆様に関しましては、新株予約権を取得するためには、別途当社取締役会が決定し公告する新株予約権の割当期日までに、名義書換を完了していただく必要があります。

加えて、新株予約権無償割当ての方法により本新株予約権の割当を受けた株主の皆様

対して、当社は、新株予約権の行使請求書（株主ご自身が大規模買付者でないこと等の誓約文言を含む当社所定の書式によるものとします。）その他本新株予約権の権利行使に必要な書類を送付いたします。本新株予約権の割当を受けた株主の皆様には、権利行使期間内に、これらの必要書類を当社に提出していただいた上、別途当社取締役会において定める価額の財産を出資していただくことにより、当社普通株式が交付されることとなります。この点、権利行使期間内において本新株予約権を行使いただかなかった場合には、権利行使期間の満了により本新株予約権は消滅し、他の株主の皆様による本新株予約権の行使による保有株式の希釈化が生じることとなります。

なお、新株予約権の無償割当を実施することを決議した場合において、上記4（2）において定められる手続きにより、当社取締役会が、新株予約権無償割当ての効力発生日までにおいては、新株予約権の無償割当を中止し、また、新株予約権無償割当ての効力発生日後から新株予約権の行使期間開始日の前日までの間においては、無償割当された新株予約権を無償で取得することがあり、これらの場合には、結果として1株当たりの株式の価値の希釈化は生じないため、希釈化が生じることを前提として売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

注1：特定株主グループとは；

(i) 当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。）及びその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。）又は、(ii) 当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。）を行う者及びその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。）を意味します。

注2：議決権割合とは；

(i) 特定株主グループが、注1の(i)記載に該当する場合は、当該保有者の株券等保有割合（金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。以下同じとします。）も加算するものとします。）、又は(ii) 特定株主グループが、注1の(ii)記載に該当する場合は、当該大規模買付者及びその特別関係者の株券等保有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計をいいます。各株券等保有割合の算出に当たっては、総議決権（同法第27条の2第8項第1号に規定するものをいいます。）及び発行済株式の総数は、有価証券報告書、半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

注3：株券等とは；

金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。

注4：企業価値毀損買付行為とは；

当該大規模買付行為が当社の企業価値または当社株主全体の利益を著しく損なうものと認められる場合であり、具体的には、以下①乃至⑧の類型に該当すると認められる場合には、原則として、企業価値毀損買付行為に該当するものと考えます。

①真に当社の経営に参加する意思がないにもかかわらず株価を釣り上げて高値で株式を会社関係者に引き取らせる目的で株式の買収を行っているものと判断される場合

②当社の会社経営への参加の目的が、主として当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ等の権益、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を当該大規模買付者またはそのグループ会社等に移譲させるなど、いわゆる焦土化経営を行う目的であると判断される場合

③当社の経営を支配した後に当社の資産を当該大規模買付者またはそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で、当社の株式の取得を行っているものと判断される場合

④当社の会社経営への参加の目的が、主として、会社経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、あるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って株式の高値売り抜けをする点にあると判断される場合

⑤大規模買付者の提案する当社株式の買付条件（買収対価の金額、種類、内容、時期、方法、違法性の有無、実現可能性を含むがこれらに限らない）が、当社の企業価値に照らして著しく不十分又は不適切なものであると合理的な根拠をもって判断される場合

⑥大規模買付者の提案する当社株式の買付方法が、強圧的二段階買収（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うことをいう。）など、株主の判断の機会又は自由を制約し、事実上、株主に当社株式の売却を強要するおそれがあると判断される場合

⑦大規模買付者による支配権取得により、当社株主はもとより、顧客、従業員、取引先その他の利害関係者の利益を含む当社の企業価値の著しい毀損が予想されたり、当社の企業価値の維持及び向上を著しく妨げるおそれがあると合理的な根拠をもって判断される場合

⑧大規模買付者が公序良俗の観点から当社の支配株主として不適切であると合理的な根拠をもって判断される場合

以上

平成 20 年 3 月 31 日現在の大株主の状況について

順位	株主名	所有株式数	比率 (%)
1	(株)三菱東京 UFJ 銀行	3,939,263	4.5%
2	(株)みずほコーポレート銀行	3,820,634	4.4%
3	明治安田生命保険相互会社	3,652,522	4.2%
4	モルガン・スタンレー・アクト・カンパニー・インターナショナル・ヒールシー	3,487,226	4.0%
5	こうえい社員持株会	2,270,078	2.6%
6	日本マスタートラスト信託銀行 (株) (信託口)	1,789,000	2.1%
7	日本トラスティ・サービス信託銀行 (株) (信託口)	1,613,000	1.9%
8	シービー・エヌワイ・ティ・エフ・エイ・インターナショナル・キャップ・バリュースポーツ フォリオ	1,372,000	1.6%
9	日本生命保険 (相)	1,349,366	1.6%
10	月島機械 (株)	1,300,000	1.5%

(注) 当社は、自己株式 5,984,122 株を保有しておりますが、当該株式には議決権がないため上記大株主からは除外しております。

以 上

新株予約権無償割当ての概要

1. 新株予約権無償割当ての対象となる株主及びその発行条件

当社取締役会で定める割当期日における最終の株主名簿又は実質株主名簿に記載又は記録された株主に対し、その所有する当社普通株式（但し、当社の所有する当社普通株式を除く。）1株につき1個の割合で新株予約権を割り当てる。

2. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的である株式の総数は、割当期日の最終の当社普通株式に係る発行可能株式数から発行済株式総数（同時点における当社の保有する当社普通株式の数を除く。）を控除して得た数と同数の株式数を上限とする。新株予約権1個当たりの目的となる株式の数（以下「対象株式数」という。）は当社取締役会が別途定める数とする。（但し、当社が株式分割又は株式合併を行う場合など、新株予約権の目的である株式数の調整を必要とするやむをえない事由が生じた場合は、合理的な範囲内で所要の調整を行うものとする）

3. 割当を行う新株予約権の総数

新株予約権の割当総数は、当社取締役会が別途定める数とする。当社取締役会は、複数回にわたり新株予約権無償割当てを行うことがある。

4. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、各新株予約権の行使に際して出資をなすべき当社普通株式1株あたりの額（以下「行使価額」という。）に対象株式数を乗じた価額とする。

なお、行使価額は、1円以上で当社取締役会が定める額とする。

5. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要する。

6. 新株予約権の行使条件

議決権割合が20%以上の特定株主グループに属する者に行使を認めないこと等を行使の条件として定める。詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。

7. 新株予約権の行使期間等

新株予約権の行使期間、新株予約権無償割当ての効力発生日、新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項その他必要な事項については、当社取締役会が別途定めるものとする。

なお、当社取締役会は、新株予約権無償割当ての対象たる新株予約権の内容として、会社法第236条第1項第7号に基づき当社が一定の事由が生じたことを条件として新株予約権を取得することができる旨を規定する場合があります、この場合には、前各項の条件は必要に応じて修正される可能性がある。

以 上